

## 2 評価基準

### (1) 評価項目・配点

評価項目			評価のポイント	配点
大区分	中区分	小区分		
応募者の概要	介護保険事業の実施状況		運営するすべての介護サービスについて、次のいずれにも該当し、かつ、下記のサービス(介護予防を含む。)のうち、いずれかを現在提供している者 ①平成25年度以降に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことがない。 ②平成25年度以降に、介護保険法に基づく改善勧告を受けたことがない。 ③広島市内に所在する事業所において平成27年度以降に、本市から介護保険法に基づく同様の指導を2回以上受けたことがない。 ④平成25年度以降に、運営している介護保険サービスに関し、介護保険事業の適正な運営に影響を及ぼすような他法令違反を指摘されたことがないか、又は、指摘された事項をすでに是正している。	5 5
			特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援	
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	介護保険法等の関係法令に基づき事業所を運営するものになっているか。	5
		地域との連携	基本方針と取組が合致し、特色ある独自の取組があるか。	5
			利用者が地域行事に参加したり、地域の人を事業所の行事に招いたりする等、地域との相互交流について、どのような事業を、どの程度実施する計画か。	5
			地域に対して、地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)の活用のためにどのような働きかけを行うか。また、その地域の人材をどのように活用するか。	
		利用者の家族との連携	地域住民を対象とした介護に係る研修会や介護相談等を実施する予定はあるか。実施する場合は、その方法、内容及び頻度はどうか。	5
			家族会の設置の有無とその運営の在り方はどうか。また、家族会の事業以外に、家族との交流の機会を確保するために、どのような取組をどの程度行うか。	
	事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	家族への情報提供の方法と、運営に関する意見の反映方法はどうか。	5
			事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5
		管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	基本方針と取組が合致し、特色ある独自の取組があるか。	5
			管理者予定者は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、かつ高齢者の介護について、十分な経験を有した人物か。	10
			職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。	
利用者待遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護・事故や災害の対策	適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5	
			質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。	5
			働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。	
		栄養・衛生管理・協力医療機関	利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。	5
			事故や災害の対策について、基準に沿って具体的な取組が考えられたものとなっているか。	5
			栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。	5
	サービスの質の確保	食中毒予防や感染症対策について適切なマニュアルが整備されるとともに、基準に沿った具体的な取組が考えられたものとなっているか。	5	
			協力医療機関について、適切な立地であるか。また、歯科医院との連携はあるか。	
		利用者に対し、適切なサービスを提供することになっているか。	5	
			個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。	5
			中重度利用者に対する具体的な取組が計画されているか。	5
			より質の高いケアを行うために新しい技術を導入した取組が計画されているか。	
			認知症高齢者に対し、より手厚いケアを行うための体制や、医療との連携は十分か。	5
			食費、光熱水費、宿泊費の価格設定は適当か。また、敷金等の前払金がないか。	5
経営の安定性	法人経営の安定性		経営状況が良好であり、当該事業所の運営に支障がないか。	5 5
	事業所の所有関係		整備予定地及び事業所の建物は自己所有か。また、賃借の場合、契約期間は何年か。	
整備予定地	道路・交通		利便性の良い場所に位置しているか。	10 10
	周辺状況		地域との交流の促進が期待できる場所に位置しているか。	
	面積・日照等		周辺の建物等により事業所への日照・風通しが著しく妨げられるようなことがないか。	
整備建物	建物の特質		事業所の建物により周辺に日陰・風通しの問題が生ずることがなく、地域に根ざす施設としてふさわしいものとなっているか。	5
	安全・健康面等への配慮		基本方針と取組が合致し、特色ある独自の取組があるか。	5
			利用者の安全・快適な生活に配慮した施設になっているか。	5
	居住空間		基本方針と取組が合致し、特色ある独自の取組があるか。	5
			利用者が自立した日常生活を営めるような配置等になっているか。	10
	健康・生きがい空間		地域との交流や健康で活力ある生活を送るための適切な空間が確保されているか。	5
	水回り空間		基本方針と取組が合致し、特色ある独自の取組があるか。	5
			利用者の生活のリズムに沿った排泄・入浴等が可能な設備の数、配置等になっているか。	5
計				150*

\* 評価得点が150点満点中6割以上かつ大区分「事業所運営」に係る評価得点が配点の6割以上であること

### (2) 加点項目・加点

評価項目	評価のポイント	加点
未整備圏域への整備	幟町、牛田・早稲田、大州、段原、庚午、安佐・安佐南、口田、瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)、湯来・砂谷	5

### 3 評価の視点

評価項目			視 点	
大区分	中区分	小区分		
事業所運営	事業所運営の基本方針	事業所の運営方針	運営方針	特定施設入居者生活介護の事業の一般原則を十分認識した運営方針を定めている
				利用者本位のサービスを提供するため、職員が守るべき倫理を明文化し、職員に徹底するための具体的な取組がある
				運営基準を理解し、法令遵守を意識したサービスが提供できるよう職員に徹底するための具体的な取組がある
				職員全員が年1回以上自己評価に参加し、提供しているサービスを見直すための具体的な取組がある
				運営懇談会を設置し、事業計画書提出日までに、第三者的立場にある学識経験者、民生委員などに参加を依頼済みである。また、運営懇談会で明確となった課題及びその解決策を職員全員が共有し、業務改善を進めるための具体的な取組がある
	地域との連携	基本方針及び独自の取組		地域との連携に関して適切な基本方針が設定され、その基本方針に基づく独自の取組がある
				利用者が地域行事に参加したり、地域の人を事業所行事に招いたりする等地域との相互交流が活発に行われる具体的な取組がある
		地域との相互交流		季節や行事ごとに広報紙を作成し、地域に配付する
				地域人材の活用
	利用者の家族との連携	家族との交流の機会の確保		地域の人材(地域のボランティア、協同労働など)を受け入れるための具体的な取組がある
				地域住民を対象とした介護に係る研修会や介護相談等の具体的な取組がある
				地域住民を対象とした介護に係る研修会や介護相談等の具体的な取組がある
				家族会を設置する
		家族への情報提供と意見の反映		利用者の一時帰宅の支援をどのように行うのか、具体的な取組がある
				家族が来所しやすくなるような具体的な取組がある
事業所管理運営	運営母体(法人代表者(予定者))	法人代表者(予定者)		定員の1割を超える、特定施設入居者生活介護用の来客用駐車場がある
				来客の宿泊にも利用できる来客専用のスペースを設けている
		管理者予定者・職員配置・職員研修・人材育成・定着等	基本方針及び独自の取組	広報紙・写真・お便りの送付、ホームページの活用など、積極的に実施する
				利用者や家族が事業所へ意見や提案を行える機会を設け、それらを運営に反映することにしている
		管理者予定者		事業者募集に応募した明確な動機がある
				職員配置・職員研修・人材育成・定着等に関して適切な基本方針が設定され、その基本方針に基づく独自の取組がある
		職員配置		介護保険事業所での経験が5年以上ある者を充てる
				介護保険事業所の管理者経験がある者を充てる
		職員研修		生活相談員に社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主任用資格者を有する者を配置する
				介護・看護職員(非常勤職員を含む。)について、経験年数3年以上の職員を30%(算出は、常勤換算方法とする。以下同じ。)以上配置する
				介護職員(非常勤職員を含む。)について、介護福祉士取得者を60%以上配置する
				介護・看護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上とする
				介護・看護職員(非常勤職員を含む。)について、基準(全ての利用者が要介護であるとした場合。)の120%以上配置する
				1日を通じて常に看護職員を1名以上配置する
		質の高い中核的人材育成・定着等		事業開始時(指定変更時)に「個別機能訓練加算」が算定できる体制を整備する
				資格取得のための休暇の付与又は費用の援助等を実施することにしており、就業規則等で職員に周知する
		働きやすい環境づくり		認知症介護の研修を実施する
				ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する
				高齢者虐待及び身体拘束に関する研修を実施する
				事業所管理者の資質向上のための研修の実施について具体的な取組がある
				外部研修へ積極的に派遣する
				介護職員処遇改善加算Ⅰが算定できる体制を整備する
利用者処遇	利用者等の苦情処理体制・個人情報の保・事故や災害の対策	苦情処理体制		応募者が運営する事業所及び施設において、ひろしま介護マイスターを養成した実績がある
				福利厚生の充実や労働環境の改善などの具体的な取組がある
		個人情報保護		職員の不安を解消するための相談支援体制等を整備する
				具体的な苦情解決の仕組みを設ける
		事故発生時の対応		苦情や要望をもとに、サービスを改善するための具体的な取組がある
				事故発生時の対応マニュアルを整備する
		災害発生時の対応		会議等で定期的に事例やヒヤリハットについて協議し、事故の再発防止のための独自の取組を行う
				各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する
				非常災害時に地域住民からの支援が受けられるよう、地域住民等との連携、協力関係構築を行うための具体的な取組がある
				非常災害時に地域の要介護者の避難の受け入れを行う
				年1回以上、事業所の立地状況に応じた地震・風水など自然災害に対する避難訓練を実施する
				夜間など職員の数が少ない場合を想定した訓練を実施する
				非常用飲料水や医薬品、トイレ用品、携帯ラジオなどを事業所内に備蓄又は準備する

栄養・衛生管理・協力 医療機関	栄養管理	療養の特性や健康の維持に配慮した食事・栄養管理の具体的な取組がある
		療養の特性や熱中症予防に配慮した水分摂取の具体的な取組がある
		「栄養スクリーニング加算」を算定する予定としている。
	衛生管理	衛生管理について具体的な取組がある
		食中毒予防のマニュアルを整備する
		施設内におけるインフルエンザなどの感染症対策のマニュアルを整備する
	協力医療機関	協力医療機関との距離が近い(5km以内)
		高齢者がり患しやすい疾病への対応として、眼科や皮膚科などを含む複数の診療科と連携する(歯科は除く)
		歯科医院と連携する
サービスの質の確保	基本方針及び独自の取組	サービスの質の確保に関して適切な基本方針が設定され、その基本方針に基づく独自の取組がある
	適切なサービスの提供	身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないための具体的な取組がある
		利用者の虐待防止のための具体的な取組がある
		利用者から金銭を預かる場合、具体的な管理方法を規定し家族に收支を報告するなど、利用者の金銭管理についての具体的な取組がある
		介護職員の言葉使いや私物の取扱い、居室への出入りなど利用者の気持ちや尊厳に配慮した対応を行うための具体的な取組がある
	個別ケアの実施	居室やトイレなどの表示をわかりやすくする工夫、季節や時間を理解しやすくする工夫など、認知症の利用者が不穏にならないような具体的な取組がある
		利用者の服薬管理を適切に行うための具体的な取組がある
		利用者が居室にこもることなく、できる限り離床して生活を送るための支援を行う具体的な取組がある
		個浴の実施など、利用者の意向に応じた入浴機会を提供する
		利用者の生活習慣を尊重した食事提供、又は利用者の身体状況、嚥下や歯の状態を考慮した食事介助をする
中重度利用者への 処遇	個別ケアの実施	摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアを行う具体的な取組がある
		プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの具体的な取組がある
		利用者一人一人の嗜好を把握し、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供や、クラブ活動を支援する
	新しい技術等を生かした処遇	医療面・介護面での中重度利用者への対応について具体的な取組がある
		看取りに関する指針を作成した上で、看取り介護について具体的な取組がある
		機能訓練において独自の取組がある
	認知症への対応と医療との連携	介護用ロボットや介護用リフトなど新しい機器を導入する
		新しいICT(情報)技術を導入する
		食事加工技術など利用者の快適性に資する新しい技術を導入する
		認知症への対応と医療との連携について具体的な取組がある
		事業開始時(指定変更時)に「認知症専門ケア加算」が算定できる体制を整備する
経営の安定性	法人経営の安定性	事業開始時(指定変更時)に「若年性認知症利用者受入加算」が算定できる体制を整備する
		事業開始時(指定変更時)に「看取り介護加算」が算定できる体制を整備する
		事業開始時(指定変更時)に「夜間看護体制加算」が算定できる体制を整備する
		事業開始時(指定変更時)に「生活機能向上連携加算」が算定できる体制を整備する
	事業所の所有関係	「口腔衛生管理体制加算」を算定する予定としている
		1日当たりの食費の額が妥当である
		1日当たりの宿泊費及び光热水費の額が妥当である
		敷金等の前払金がない
	食費・光热水費等の 価格設定等	体験入居の機会を確保する
		決算期を3期以上経た法人である
		3年連続で営業利益を出している
		直近の会計年度において、流動資産が流動負債を上回っている
整備予定地	道路・交通	直近の会計年度において、債務超過となっていない
		事業所整備予定地は自己所有か(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
		事業所建物は自己所有か(見込も含む。)、又は賃借の場合は契約期間が30年以上ある
		敷地の2面が道路に面しているか、又は1面でも対面通行可能(事業所から車が直接出入りできる道路であること)
	公共交通機関	無理なく離合可能な幅員(6m以上)を有する道路から出入り可能
		公共交通機関の駅やバス停まで近い(500m以内)
		平日の昼間において公共交通機関の運行がある(1時間に1本以上)
	周辺状況	市街化区域に整備する
		閑静な場所
		保育園、幼稚園、学校と近接し(500m以内)利用者と地域の交流が可能な場所
		商業施設、文化施設、娯楽施設等と近接し(500m以内)外出の機会を促進する生活環境
	面積・日照等	平地にあり、徒歩又は車椅子による外出の機会を促進する生活環境
		余裕のある敷地 建ぺい率60%以内の建設である
		日照 南側が斜面や高層建築物等で遮られていない
		風通し 斜面や高層建築物等で遮られていない

整備建物	建物の特質 安全・健康面等への配慮 居住空間 健康・生きがい空間 水回り空間	周辺への影響	事業所の建物について、周辺に日陰・風通しの問題が生ずるおそれがない
			周囲の景観と融合する外観等を備えている
		使用素材	広島県産の木材を使用する
			建物周辺の舗装等に濡れても滑りにくい材料を使用するなど、歩行の安全や車いす等の利用に配慮した素材を使用する(具体的な素材を記載)
			転倒防止、転倒時の衝撃緩和や職員の身体の負担軽減に配慮した床材を使用する(具体的な素材を記載)
		基本方針及び独自の取組	利用者の安全対策・設備における利用者の健康面への配慮に関して適切な基本方針が設定され、その基本方針に基づいた独自の取組がある
			避難経路
			1階に段差を越えることなく屋外の安全な場所に避難できる経路が2か所以上ある
			食堂及び機能訓練室の窓が掃き出し窓となっており、直接屋外へ避難できる
		安全面	幅員が150cm以上の避難経路が確保されている
			消防法その他の法令等の基準に基づく非常用照明等に加え、避難の安全の確保に対する取組がある
			利用者の動線や動作に応じた手すりを設置している
			玄関に、靴を脱ぐ際の腰掛ベンチを設置している
		健康への配慮	駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、段差の解消が図られている
			駐車場又は敷地出入口から玄関までの動線について、有効幅員が120cm以上確保されている
		衛生管理	長時間の停電に対応した照明設備等を整備する
			室温確保のための対策を講じることにしている
			建築基準法の規定を上回るシックハウス対策(建築部材・家具・換気など)を講じることにしている
		居住空間	衛生管理に配慮した建物整備を行っている
			感染症対策のため、玄間に手洗い場を設置している
			居住空間整備に関して適切な基本方針が設定され、その基本方針に基づく独自の取組がある
			食堂及び機能訓練室と居室が別の階にあるなど、居住空間がフロアで分断されていない
			採光、照明、通風、景観など、利用者が快適に過ごせるような環境づくりを行っている
			食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員に3m <sup>2</sup> を乗じて得られた面積以上とする
			利用者の状態に合ういすやテーブルを用意するなど、食事をおいしく食べられる環境づくりを行っている
			居室は食堂及び機能訓練室に近接して一体的に配置されている
			居室面積は有効面積で17m <sup>2</sup> 以上とする(ただし、居室内に浴室、トイレ及び造り付けの収納設備を設ける場合は当該部分は面積に含まない)
			不整形な居室がない
		居室	ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅がある
			各居室内に洗面設備を設置している
			歩行が困難であったり車いすを使用する利用者が安全に支障なく移動できるよう工夫がある
			居室内での転倒や転落を防止するための取組がある
			木目調や暖かみを感じる素材を使用するなどして玄関らしい設えとなっている
		健康・生きがい空間	地域交流スペース
			地域交流のための専用の部屋を設け、特定施設の利用定員に2m <sup>2</sup> を乗じて得られた面積以上とする
			入口から近く使用しやすい場所に配置する
			利用者の健康管理のために、医務室又は健康管理室を設ける ただし、医務室を設ける場合は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する診療所の構造設備の基準に適合したものとすること
			介護・看護職員室
		趣味・教養・娯楽 スペース	居室のある階ごとに介護・看護職員室を設ける
			図書室など利用者の趣味・教養・娯楽のための専用の部屋を設ける
			利用者同士の語らいの場となる談話室を設ける
		水回り空間	水回り空間に関して、利用者のプライバシーへの配慮や自立を促す設備等の基本方針が設定され、その基本方針に基づく独自の取組がある
			トイレ設備
			各居室内に設置している
			トイレの清掃・臭い対策を講じている
			車いす用トイレを設置している
			左右どちらの半身に障害がある利用者も使いやすい工夫がある
			立ち座りや姿勢の維持を容易にすることで、排泄の自立をサポートするための工夫がある
			プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている
			簡易シャワーや洗浄器(汚物流し)を設置している
			浴室
			居室のある階ごとに設置している
			個別浴槽が2方向以上の介助に対応した配置になっている
			利用者の入りやすさを重視した浴槽を選択している
			ペアガラスの設置、暖房機器の設置など、ヒートショック対策が講じられている
			プライバシーや羞恥心に配慮した設備の工夫を行っている

【重要】計画を実行するための具体的な取組内容を記載してください。